主 本件控訴を棄却する。

当審における訴訟費用は全部被告会社の負担とする。

里 由

本件控訴の趣意は弁護人石川秀敏、同青柳洋連名提出の控訴趣意書に記載された とおりであるからここにこれを引用し、これに対し次のように判断する。 控訴趣意第一点に付て。

所論に対する判断を示すに先立ち、本件に適用される昭和二十四年法律第二百八十六号に依る改正前の物品税法(昭和十五年法律第四十号で、昭和二十四年法律第四十三号に依る改正迄のもの、以下、単に「法」という)及び同法施行規則(昭和十五年勅令第百五十号で、昭和二十四年政令第百四十九号に依る改正迄のもの、以下、単に「規則」という)は、所論の諸点に関し、大要、次の如く規定している。一一紙は、第一種戊類八十五(紙及びセロフアン)該当の課税物品であり(法第一条第一項)、その課税標準及び税率は、製造場から移出する時の物品の価格とは数量に応じ、製造場から移出された紙の価格とは数量に応じ、製造場から移出された紙の価格とは数量に応じ、製造場から移出された紙の価格とは数量に応じ、製造場から移出された紙の価格とは数量に応じ、製造場の

二 紙に対する物品税は、製造場から移出された紙の価格又は数量に応じ、製造者から徴収されるから(法第四条本文)、紙の製造者は、毎月その製造場から移出した物品に付て、その品名毎に数量及び価格を記載した申告書を翌月十日迄に所轄税務署に提出しなければならず、右申告書の提出が無いとき又は税務署長に於て右申告を不相当と認めたときは、税務署長はその課税標準額を決定することができる(法第八条第一項、第三項、規則第十六条第一項、第二項)。 三 戻入の場合の物品税の控除措置として、製造者が製造場から移出した物品を同一製造場内に戻入した場合に於て、当該物品に付て物品税を納付し又はその徴収の嫌るを受けたことを証明するままなります。

三 戻入の場合の物品税の控除措置として、製造者が製造場から移出した物品を同一製造場内に戻入した場合に於て、当該物品に付て物品税を納付し又はその徴収の猶予を受けたことを証明すべき書類及び戻入の事実を証明すべき書類を呈示して、当該物品の品名、数量、価格及び税額に付き所轄税務署の承認を受けたときは、戻入した月分以降の税額からその物品に課せられた物品税に相当する金額を控除される(法第九条第一項後段、規則第十七条)。

然りとすれば、原判決が、被告会社に於て同判決の別紙一覧表記載の通り昭和二十三年七月以降同年十一月迄及び昭和二十四年一月以降同年十二月迄の間、前後十七回に亘り、原判示A工場から移出した旨認定した、その製造に係る紙の中に、所論の如く、右A工場から一旦移出した後同工場に返品、即ち戻入したものが包含されているとしても、記録及び当審に於ける事実取調の結果に依れば、右戻入物品に付て、被告会社は、本件発覚の前後を通じ法第九条第一項後段、規則第十七条に依

る所轄税務署の承認を受けていないことが認められるから、戻入の時期、品名、数量、価格及び税額等の如何に拘らず、斯る戻入物品に対する物品税相当額を控除しないで物品税通脱額を認定した原判決に所論の瑕疵は存しない。

尤も、記録及び当審に於ける事実取調の結果に依れば、被告会社が本件に付て昭和二十五年三月以降、当時国税庁調査査察部査察課事務官Bの査察を受ける段階に成つてから、被告会社の税務担当者C等に於て、右B事務官に対し、昭和二十三年五月二十一日以降昭和二十四年十二月三十一日迄の原判示A工場に対する返品明細表を提出して同事務官の検印を受けた事実が認められるが、右は事件発覚後のことに属し且B事務官が同表の記載事項を見た印として自己の認印を押捺したという丈のものであつて、法第九条第一項後段、規則第十七条に依る所轄税務署の承認が与えられたことには該当しないから、同表提出前既に納期が到来し納付すべきであった本件物品税通脱税額に付遡つて何等変更の効果を生ずるものではない。

〈要旨〉第一点の四に付て。〈/要旨〉

法第九条第一項後段、規則第十七条にいう「戻入」とは、製造者がその製造に係る課税物品を当該製造に係る製造場から一旦移出した後之を当該製造場に再搬入する行為を汎称し、単に返品の為め再搬入する場合に限らず、所論の如く巻換と称し、紙の製造者がその製造に係る紙を当該製造に係る製造場から販売先又は消費先に出荷し或は自己の蔵置場に保管の為め移入する等して一旦移出した後、巻方が悪い不良品として返送されたものを巻き換えたらえ再移出すべく、一先ず之を当該製造場に再搬入する場合をも含むものと解するのが相当であるから、所論は既にその前提に於て失当たるを免れない。

而して、記録及び当審に於ける事実取調の結果に依れば、所論巻換の為めの再搬入物品に付て、被告会社は、本件発覚の前後を通じ法第九条第一項後段、規則十七条に依る所轄税務署の承認を受けていないことが認められるから、巻換の為めの再搬入の時期、品名、数量、価格及び税額等の如何に拘らず、断る再搬入物品に対する物品税相当額を控除しないで物品税逋脱額を認定した原判決に所論の瑕疵は存しない。

(その余の判決理由は省略する。) (裁判長判事 栗田正 判事 沼尻芳孝 判事 中村憲一郎)